

念 書

平成 年 月 日 において
の不法行為により が被った保険

事故について、国民健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が第三者に対して有する損害賠償請求権を国民健康保険法第64条第1項の規定によって保険者が給付の価額の限度において取得行使し、かつ、賠償金を受領することに異議ありません。

また、保険事故が交通事故である場合は、保険者が、給付の価額の限度において自動車損害賠償責任保険（共済）より優先的に支払いを受けることに異議のないことを申し立てます。

なお、併せて、次の1から3までについては、遵守することを誓約し、4及び5については同意します。

1. 第三者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申出、承諾を得ること。
2. 第三者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 第三者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ、遅延なく貴職に届け出ること。
4. 本件保険事故に関する診療報酬明細書等の写しを、熊本県国民健康保険団体連合会が損害保険会社等に提供すること。
5. 本件保険事故により受診した医療機関等から、熊本県国民健康保険団体連合会が事故に関する診療状況等の情報の提供を受けること。

平成 年 月 日

住所
氏名

印

阿蘇市長 様